

宍粟市教育委員会規則第6号

宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月24日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例施行規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第4条」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（就学援助金の返還）

第7条 教育委員会は、就学援助を受けている保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支給した就学援助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 条例第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- （2） 虚偽その他不正な手段により就学援助金の支給を受けたとき
- （3） 前2号に掲げるもののほか、就学援助を必要としなくなったとき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。